床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十四万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十四万円
令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価	二百二十七万円
令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価	百五十二万円
令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価	四十六万円
令第百十二条第十九項第二号の認定に係る評価	四十六万円
令第百十二条第二十一項の認定に係る評価	四十六万円
令第百十四条第五項の認定に係る評価	百五十七万円
令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価	四十六万円
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価	百九十二万円
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	七十万円
排煙機を設けるもの	七十七万円
右に掲げるもの以外のもの	百十八万円
令第百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価	四十六万円
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	四十六万円
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	八十七万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	百二万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	百四十四万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	百五十七万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百九十三万円

床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	八十七万円
令第百十二条第四項第一号の認定に係る評価	百五十一万円
令第百十二条第十二項ただし書の認定に係る評価	九十五万円
令第百十二条第十九項第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第十九項第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百十二条第二十一項の認定に係る評価	四十一万円
令第百十四条第五項の認定に係る評価	九十七万円
令第百十五条第一項第三号ロの認定に係る評価	四十一万円
令第百十五条の二第一項第四号の認定に係る評価	百二十八万円
令第百二十三条第三項第二号の認定に係る評価（令第百二十九条の十三の三第十三項の認定に係る評価を併せて行う場合を除く。）	
外気に向かつて開くことのできる窓又は最上部を直接外気に開放する排煙風道を設けるもの	四十一万円
排煙機を設けるもの	四十五万円
右に掲げるもの以外のもの	五十九万円
令第百二十六条の二第二項第一号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十六条の五第二号の認定に係る評価	四十一万円
令第百二十六条の六第三号の認定に係る評価	
床面積の合計が五百平方メートル以内のもの	三十六万円
床面積の合計が五百平方メートルを超え、三千平方メートル以内のもの	五十一万円
床面積の合計が三千平方メートルを超え、一万平方メートル以内のもの	七十二万円
床面積の合計が一万平方メートルを超え、五万平方メートル以内のもの	九十二万円
床面積の合計が五万平方メートルを超えるもの	百十三万円